

〔届出様式1〕

令和 年 月 日

九州運輸局長 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者の氏名  
連絡先（電話）  
連絡先（メール）

旅客不定期航路事業の運賃及び料金設定（変更）届出書

旅客不定期航路事業の運賃及び料金を設定（変更）したいので、海上運送法第21条の5及び同法施行規則第22条の6の規定に基づき、届出します。

記

1. 住所及び氏名

住 所  
氏名又は名称  
代表者の氏名

2. 当該運賃及び料金を適用しようとする航路

〇〇～〇〇 航路 （九州第〇〇〇〇号）

3. 当該運賃及び料金の種類、額及び適用方法

別添のとおり（変更の場合は新旧対照表）

4. 変更予定期日（変更の場合：届出日から7日を経過した日の翌日以降の日付）

令和 年 月 日

〇〇～〇〇航路運賃表 (単位:円)

1. 旅客運賃

港名 1	港名 2	等級	変更前	変更後
		運賃上限		
		特等		
		運賃上限		
		一等		
		運賃上限		
		二等		
	キロ程			
	港名 3	等級	変更前	変更後
		運賃上限		
		特等		
		運賃上限		
		一等		
		運賃上限		
		二等		
キロ程				
港名 4	等級	変更前	変更後	
	運賃上限			
	特等			
	運賃上限			
	一等			
	運賃上限			
	二等			
キロ程				
港名 2	港名 3	等級	変更前	変更後
		運賃上限		
		特等		
		運賃上限		
		一等		
		運賃上限		
		二等		
	キロ程			
	港名 4	等級	変更前	変更後
		運賃上限		
		特等		
		運賃上限		
		一等		
		運賃上限		
		二等		
キロ程				
港名 3	港名 4	等級	変更前	変更後
		運賃上限		
		特等		
		運賃上限		
		一等		
		運賃上限		
		二等		
キロ程				

- (注) 1. 設定の場合、「変更後」を設定と読み替え、「変更前」欄は空欄とする。他の運賃の種類についても同様とする。  
 2. 指定区間がある場合は、設定している等級の種類ごとに運賃の上限額を記入する。他の運賃の種類についても同様とする。  
 3. 等級の呼称を別に設定している場合は、二等運賃を基準として相当する等級の種類ごとに記入する。なお、各等級ごとに複数の運賃を設定している場合についても、同様に記入する。

2. 手荷物運賃

港名 1	港名 2	種類		変更前	変更後	
		受託手荷物				
		特殊手荷物	運賃上限			
			自転車、小児用の車その他軽車両			
			運賃上限			
			原動機付自転車			
			運賃上限			
	二輪自動車(総排気量0.75リットル未満)					
	運賃上限					
	二輪自動車(総排気量0.75リットル以上)					
	港名 3	種類		変更前	変更後	
		受託手荷物				
		特殊手荷物	運賃上限			
			自転車、小児用の車その他軽車両			
			運賃上限			
			原動機付自転車			
			運賃上限			
	二輪自動車(総排気量0.75リットル未満)					
運賃上限						
二輪自動車(総排気量0.75リットル以上)						
港名 4	種類		変更前	変更後		
	受託手荷物					
	特殊手荷物	運賃上限				
		自転車、小児用の車その他軽車両				
		運賃上限				
		原動機付自転車				
		運賃上限				
二輪自動車(総排気量0.75リットル未満)						
運賃上限						
二輪自動車(総排気量0.75リットル以上)						
港名 2	港名 3	種類		変更前	変更後	
		受託手荷物				
		特殊手荷物	運賃上限			
			自転車、小児用の車その他軽車両			
			運賃上限			
			原動機付自転車			
			運賃上限			
	二輪自動車(総排気量0.75リットル未満)					
	運賃上限					
	二輪自動車(総排気量0.75リットル以上)					
	港名 4	種類		変更前	変更後	
		受託手荷物				
		特殊手荷物	運賃上限			
			自転車、小児用の車その他軽車両			
運賃上限						
原動機付自転車						
運賃上限						
二輪自動車(総排気量0.75リットル未満)						
運賃上限						
二輪自動車(総排気量0.75リットル以上)						
港名 3	港名 4	種類		変更前	変更後	
		受託手荷物				
		特殊手荷物	運賃上限			
			自転車、小児用の車その他軽車両			
			運賃上限			
			原動機付自転車			
			運賃上限			
二輪自動車(総排気量0.75リットル未満)						
運賃上限						
二輪自動車(総排気量0.75リットル以上)						

(注) 二輪自動車を総排気量で分けて設定していない場合は、「二輪自動車」として記入する。

### 3. 小荷物運賃

港名 1	港名 2	種 類	変 更 前	変 更 後	
		1 0 kg 以下			
		1 0 kg を越え 2 0 kg 以下			
	港名 3	港名 3	種 類	変 更 前	変 更 後
			1 0 kg 以下		
			1 0 kg を越え 2 0 kg 以下		
	港名 4	港名 4	種 類	変 更 前	変 更 後
			1 0 kg 以下		
			1 0 kg を越え 2 0 kg 以下		
	港名 2	港名 3	種 類	変 更 前	変 更 後
			1 0 kg 以下		
			1 0 kg を越え 2 0 kg 以下		
港名 4		港名 4	種 類	変 更 前	変 更 後
			1 0 kg 以下		
			1 0 kg を越え 2 0 kg 以下		
港名 4		港名 4	種 類	変 更 前	変 更 後
			1 0 kg を越え 2 0 kg 以下		
			2 0 kg を越え 3 0 kg 以下		
港名 3		港名 4	種 類	変 更 前	変 更 後
			1 0 kg 以下		
			1 0 kg を越え 2 0 kg 以下		
	2 0 kg を越え 3 0 kg 以下				

4. 自動車航送運賃

(1) 貨物自動車等航送運賃

港名 1	港名 2	車両の長さ	変更前	変更後	
		運賃上限			
		3m未満			
		運賃上限			
		3m以上4m未満			
		運賃上限			
		4m以上5m未満			
		運賃上限			
		5以上6m未満			
		運賃上限			
		6m以上7m未満			
		運賃上限			
		7m以上8m未満			
		運賃上限			
		8以上9m未満			
		運賃上限			
		9m以上10m未満			
	運賃上限				
	10m以上11m未満				
	運賃上限				
	11以上12m未満				
	運賃上限				
	1m増すごとに(加算額)				
	港名 3	港名 3	車両の長さ	変更前	変更後
			運賃上限		
			3m未満		
			運賃上限		
			3m以上4m未満		
			運賃上限		
			4m以上5m未満		
			運賃上限		
			5以上6m未満		
			運賃上限		
			6m以上7m未満		
			運賃上限		
			7m以上8m未満		
			運賃上限		
			8以上9m未満		
			運賃上限		
			9m以上10m未満		
	運賃上限				
	10m以上11m未満				
	運賃上限				
	11以上12m未満				
	運賃上限				
1m増すごとに(加算額)					
港名 4	港名 4	車両の長さ	変更前	変更後	
		運賃上限			
		3m未満			
		運賃上限			
		3m以上4m未満			
		運賃上限			
		4m以上5m未満			
		運賃上限			
		5以上6m未満			
		運賃上限			
		6m以上7m未満			
		運賃上限			
		7m以上8m未満			
		運賃上限			
		8以上9m未満			
		運賃上限			
		9m以上10m未満			
運賃上限					
10m以上11m未満					
運賃上限					
11以上12m未満					
運賃上限					
1m増すごとに(加算額)					

港名 2	港名 3	車両の長さ	変更前	変更後
		運賃上限		
		3 m未満		
		運賃上限		
		3 m以上 4 m未満		
		運賃上限		
		4 m以上 5 m未満		
		運賃上限		
		5 以上 6 m未満		
		運賃上限		
		6 m以上 7 m未満		
		運賃上限		
	7 m以上 8 m未満			
	運賃上限			
	8 以上 9 m未満			
	運賃上限			
	9 m以上 10 m未満			
	運賃上限			
	10 m以上 11 m未満			
	運賃上限			
	11 以上 12 m未満			
運賃上限				
1 m増すごとに(加算額)				
港名 2	港名 4	車両の長さ	変更前	変更後
		運賃上限		
		3 m未満		
		運賃上限		
		3 m以上 4 m未満		
		運賃上限		
		4 m以上 5 m未満		
		運賃上限		
		5 以上 6 m未満		
		運賃上限		
		6 m以上 7 m未満		
		運賃上限		
	7 m以上 8 m未満			
	運賃上限			
	8 以上 9 m未満			
	運賃上限			
	9 m以上 10 m未満			
	運賃上限			
	10 m以上 11 m未満			
	運賃上限			
	11 以上 12 m未満			
運賃上限				
1 m増すごとに(加算額)				
港名 3	港名 4	車両の長さ	変更前	変更後
		運賃上限		
		3 m未満		
		運賃上限		
		3 m以上 4 m未満		
		運賃上限		
		4 m以上 5 m未満		
		運賃上限		
		5 以上 6 m未満		
		運賃上限		
		6 m以上 7 m未満		
		運賃上限		
	7 m以上 8 m未満			
	運賃上限			
	8 以上 9 m未満			
	運賃上限			
	9 m以上 10 m未満			
	運賃上限			
	10 m以上 11 m未満			
	運賃上限			
	11 以上 12 m未満			
運賃上限				
1 m増すごとに(加算額)				

(注) 「貨物自動車等航送運賃」と「乗用自動車航送運賃」を分けて設定していない場合は、「自動車航送運賃」として記入する。

(2) 乗用自動車航送運賃

港名 1	港名 2	車両の長さ	変更前	変更後
		運賃上限		
		3 m未満		
		運賃上限		
		3 m以上 4 m未満		
		運賃上限		
		4 m以上 5 m未満		
		運賃上限		
		5 以上 6 m未満		
	運賃上限			
	1 m増すごとに(加算額)			
	港名 3	車両の長さ	変更前	変更後
		運賃上限		
		3 m未満		
		運賃上限		
		3 m以上 4 m未満		
		運賃上限		
		4 m以上 5 m未満		
運賃上限				
5 以上 6 m未満				
運賃上限				
1 m増すごとに(加算額)				
港名 4	車両の長さ	変更前	変更後	
	運賃上限			
	3 m未満			
	運賃上限			
	3 m以上 4 m未満			
	運賃上限			
	4 m以上 5 m未満			
	運賃上限			
	5 以上 6 m未満			
運賃上限				
1 m増すごとに(加算額)				
港名 2	港名 3	車両の長さ	変更前	変更後
		運賃上限		
		3 m未満		
		運賃上限		
		3 m以上 4 m未満		
		運賃上限		
		4 m以上 5 m未満		
		運賃上限		
		5 以上 6 m未満		
	運賃上限			
	1 m増すごとに(加算額)			
	港名 4	車両の長さ	変更前	変更後
		運賃上限		
		3 m未満		
		運賃上限		
		3 m以上 4 m未満		
		運賃上限		
		4 m以上 5 m未満		
運賃上限				
5 以上 6 m未満				
運賃上限				
1 m増すごとに(加算額)				
港名 3	港名 4	車両の長さ	変更前	変更後
		運賃上限		
		3 m未満		
		運賃上限		
		3 m以上 4 m未満		
		運賃上限		
		4 m以上 5 m未満		
		運賃上限		
		5 以上 6 m未満		
運賃上限				
1 m増すごとに(加算額)				

5. 料金表

港名 1	港名 2	種 類	変 更 前	変 更 後
		特別急行料金		
		急 行 料 金		
		特別船室料金		
		座席指定料金		
		寝 台 料 金		
	船室貸切料金			
	港名 3	種 類	変 更 前	変 更 後
		特別急行料金		
		急 行 料 金		
		特別船室料金		
		座席指定料金		
		寝 台 料 金		
	船室貸切料金			
	港名 4	種 類	変 更 前	変 更 後
		特別急行料金		
		急 行 料 金		
		特別船室料金		
座席指定料金				
寝 台 料 金				
船室貸切料金				
港名 2	港名 3	種 類	変 更 前	変 更 後
		特別急行料金		
		急 行 料 金		
		特別船室料金		
		座席指定料金		
		寝 台 料 金		
	船室貸切料金			
	港名 4	種 類	変 更 前	変 更 後
		特別急行料金		
		急 行 料 金		
		特別船室料金		
		座席指定料金		
寝 台 料 金				
船室貸切料金				
港名 3	港名 4	種 類	変 更 前	変 更 後
		特別急行料金		
		急 行 料 金		
		特別船室料金		
		座席指定料金		
		寝 台 料 金		
船室貸切料金				

(注) 設定している料金をすべて記入すること。